

令和8年（フ）第2425号
神奈川県川崎市高津区溝口3丁目11番6号
破産者 株式会社アイノート
1 決定年月日 令和8年10月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2426号
東京都杉並区高井戸東4丁目6ー5ー102
破産者 中村 憲幸
1 決定年月日 令和8年10月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2767号
東京都世田谷区太子堂3丁目33ー1ー111、開始決定時の住所東京都世田谷区太子堂2丁目11ー6ー202
破産者 シーオーピーこと 及川 紀浩
1 決定年月日 令和8年10月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2919号
東京都世田谷区鎌田3丁目33ー2ー204
破産者 新田 翔平
1 決定年月日 令和8年10月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3389号
東京都世田谷区東玉川1丁目10ー1
破産者 富本憲彦こと 盧 憲彦
1 決定年月日 令和8年10月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3601号
東京都荒川区町屋6丁目26ー2
破産者 森 将三

1 決定年月日 令和8年10月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3645号
東京都墨田区江東橋4丁目6ー14ー703
破産者 小林 剛
1 決定年月日 令和8年10月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3732号
東京都大田区鵜の木2丁目26ー20、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横浜市戸塚区名瀬町333番地39
破産者 GXsport株式会社
1 決定年月日 令和8年10月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3733号
神奈川県横浜市戸塚区上矢部町690ー18ー303、開始決定時の住所神奈川県横浜市戸塚区名瀬町333ー39
破産者 後藤 美行
1 決定年月日 令和8年10月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4218号
東京都武蔵村山市残堀5丁目45ー5
破産者 部 拳太
1 決定年月日 令和8年10月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4292号
東京都大田区鵜の木2丁目26番20号
破産者 トップチェッカー株式会社

1 決定年月日 令和8年10月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4293号
神奈川県横浜市戸塚区名瀬町333番地39
破産者 一般社団法人日本マーケティング総合研究所
1 決定年月日 令和8年10月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4392号
東京都板橋区高島平1丁目49ー1ー307
破産者 朝比奈紀夫
1 決定年月日 令和8年10月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4476号
東京都中野区上高田5ー22ー2 共和ハウス203、商業登記簿上の本店所在地東京都中野区本町3丁目32番15号 佐藤ビル401
破産者 株式会社オジ
1 決定年月日 令和8年10月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4477号
東京都中野区上高田5丁目22ー2ー203
破産者 安達 大介
1 決定年月日 令和8年10月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4588号
東京都青梅市柚木町1丁目23ー7
破産者 安西 直美
1 決定年月日 令和8年10月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4630号
東京都文京区本郷5丁目14番3号
破産者 株式会社医薬分子設計研究所
1 決定年月日 令和8年10月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4664号
埼玉県さいたま市南区根岸4ー15ー4 根岸フラット1階、住民票上の住所東京都台東区元浅草1丁目20ー4ー1103
破産者 石井 弘人
1 決定年月日 令和8年10月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4707号
東京都葛飾区東四つ木4丁目44ー1ー1605
破産者 中澤正こと 金 政治
1 決定年月日 令和8年10月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4782号
東京都立川市栄町3丁目56番地14
破産者 株式会社飛翔
1 決定年月日 令和8年10月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4783号
東京都武蔵村山市三ツ藤1丁目8ー17
破産者 伊藤 聡
1 決定年月日 令和8年10月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部